

平成30年度 沖永賞の選考経過と授賞理由

平成30年度の沖永賞の選考経過と授賞理由についてご説明したいと思います。

■選考経過

・まず、選考経過ですが――、

昨年の9月、およそ90人の労働関係の学者・研究者の方々、および当センターの沖永賞選考作業部会の先生方にもお願いし、本年度の沖永賞の候補となる図書および論文の推薦をしていただきました。

・推薦の対象といたしましたのは――、

当センターの「労働関係図書・論文等の表彰の実施要綱」に基づき、平成28年（2016年）10月から平成30年（2018年）9月までの2年間に出版された図書および論文といたしました。

推薦していただきました図書および論文を、まず、沖永賞選考作業部会で事前審査をしていただき、そのうえで、本年1月21日、沖永賞審査委員会を開催し、慎重かつ厳正な審査を行いました。

その結果、つぎの図書2点、および論文1点を平成30年度の沖永賞の授賞作とすることに決定いたしました。

■授賞図書と授賞論文

・まず、授賞図書は、

長谷川珠子さんの『障害者雇用と合理的配慮――日米の比較法研究』（日本評論社、2018年8月25日刊行）、および中村二郎・菅原慎矢さんの『日本の介護――経済分析に基づく実態把握と政策評価』（有斐閣、2017年12月15日刊行）の2点。

・また、授賞論文は――、

土岐将仁さんの「法人格を超えた労働法規制の可能性と限界――個別的労働関係法を対象とした日独米比較法研究」（『法学協会雑誌』第134巻第5、6、8、9、10、11号〔2017年5月～11月〕）でございます。

■授賞理由

つぎに、授賞理由についてご説明したいと思います。

はじめに、長谷川珠子さんの図書ですが――、

まず、序論では、障害者雇用政策をめぐる「雇用義務アプローチ」と「差別

禁止アプローチ」の違いを明らかにしています。

第1章では、アメリカの差別禁止法制の歴史をたどり、1990年に制定されたADA（「障害をもつアメリカ人法」 Americans with Disabilities Act, 1990）の中身、とりわけ「合理的配慮」概念について検討し、差別禁止アプローチの意義と限界、さらにその可能性について考察しています。

第2章では、日本の障害者雇用政策の歴史的展開をあとづけ、障害者雇用政策および福祉的就労政策についてその現状を整理したうえで、今後の日本の障害者雇用および就労政策の課題を明らかにしています。

第3章では、近年のアメリカにおける新たな政策展開を追い、合理的配慮を一層有効ならしめるため相互関与アプローチが開発されたこと。2013年から、連邦政府との契約条件として、新たに雇用率類似の制度（「雇用目標設定制度」）が導入されたこと。

また、日本については、2013年の障害者雇用促進法改正によって導入された差別禁止規定および合理的配慮義務規定が、判例のなかで一定の効力を発揮しつつあることなどを明らかにしています。

「今後の課題」と題する終章では、第1に差別禁止アプローチの実効性を一層高める方法について、第2に雇用義務アプローチと差別禁止アプローチとの融合可能性について、第3に「合理的配慮」概念の発展可能性について立ち入った考察を加えています。

この著作は、障害者の社会的包摂がますます大きな社会的課題となるなかで、その課題達成にとって大きな役割を担う障害者雇用政策を取り上げ、日米の政策アプローチの差異のみならず、最近の一定の収斂傾向を描き出し、障害者雇用政策の新たな可能性について考察した優れた作品であり、ひとり労働法理論への貢献だけでなく、障害者雇用政策にとっても示唆に富む、完成度の高い力作であるということが出来ます。

したがって、本審査委員会としては、冲永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

つぎに、中村二郎さんと菅原慎矢さんの著作ですが――、

第1章では、日本における要介護者の中長期的な増加傾向、および2000年から

導入された介護保険制度のプロフィールについて、簡明な説明が加えられています。

第2章では、日本の介護保険制度の国際的特徴にふれながら、経済学からみた介護保険制度にかんする研究テーマが提示されています。

第3章では、高齢者の世帯構造を取り上げ、子どものいる高齢者世帯における子との同居率は6割水準で安定的に推移している一方、過去の出生行動の結果、子どものいない高齢者世帯が増えていることを明らかにし、家族介護に傾斜した介護政策の限界を指摘するとともに、今後の老々介護の増加、さらに施設介護の需要の高まりについてふれています。

第4章では、施設介護のうち、特養および民間有料老人ホームの現状と問題点を探っています。特養については待機者が急増していること、その結果、特養への入所機会が生活保護など低所得層に集中していること。また、民間有料老人ホームについてはいわゆる入居金が過払いになっており、その一律廃止も政策的検討課題になるとしています。

第5章では、福岡市からの個票データの提供に基づき、要介護者の要介護度の進捗状況を明らかにするとともに、利用者からみた介護費用の実態を解明しています。

興味深い事実発見のひとつとして、介護保険の利用率が低所得層と高所得層で高くなるU字型曲線となっていることが明らかにされています。

第6章では、介護保険の導入が女性の労働供給に対していかなる影響を与えているかについて検討しています。

介護休業制度の効果も相俟って、介護保険の導入によって、労働供給に対するマイナスの影響が緩和されていることなどが明らかにされています。

第7章では、ケアマネジャーの地位と役割について立ち入った分析が行われ、その功罪が論じられています。

終章では、以上のような分析あるいは推計結果を踏まえ、今後の介護政策に関わる検討課題が提示されています。

現物給付と組み合わせた現金給付の可能性について、都市部における施設介護の需要の高まりについて、民間有料老人ホームにおける入居金制度の見直し

について、介護人材の育成と確保に関しては、介護施設の地域間ネットワークの構築、介護人材の処遇改善、家庭内介護への報酬制度の導入、ケアマネジャー制度の改善などが提言されています。

この作品は、高度な統計解析の手法を駆使して、多くの事実発見を試み、日本の介護保険制度および保険利用者が直面している現状と問題点を包括的に明らかにし、それらを踏まえて、多くの有意義な政策提言を行っているという点で、極めて有益な業績であると考え、本審査委員会は沖永賞にふさわしいものと判断いたしました。

続きまして、土岐さんの論文ですが――、

この長大な論文は、グローバル企業を含む企業グループ経営の進展、業務のアウトソーシングによる重層的企業形態やサプライチェーンの展開などに伴って、労働者にとって直接の使用者とはいえない第3者企業に対して、果たして労働法の規制が可能かどうか（これを、この論文では「法人格を超えた労働法規制」と呼んでいます）について、最低賃金、労働安全衛生、差別禁止、労働者派遣、解雇規制など多くの法制を取り上げ、ドイツ法、アメリカ法、日本法を広く比較の視野に収めながら検討を加えた、きわめて野心的な力作であるといえます。

第1章では、日本でも近年、第3者企業を労働法規制の名宛人とすべき事態が生じていることを明らかにしたうえで、ドイツとアメリカを比較対象国とする根拠、および本論文の検討課題が明示されています。

第2章ではドイツ法が、また第3章ではアメリカ法が取り上げられ、第4章では、それらの比較法的考察の主な結論、およびそれに基づく日本法への示唆が論じられています。

(1) 直接の使用者と第3者企業の関係が業務の契約関係によるものか、あるいは資本出資関係があるのかの違いによって、第3者企業に対する労働法規制のあり方が変わってくる。

(2) 第3者企業を労働法規制の名宛人とする手法については、アメリカが解釈論によっているのに対して、ドイツと日本では制定法によっていること。しかし、いずれが優れているかについては一概に断定しがたいこと。

(3) 問題となる使用者の責任が制定法に根拠をもつ場合、その責任を第3

者企業に対して課す立法が正当化されるのは、第3者企業が直接の利用者と同等またはそれに準じる役割を果たしていること、および直接の利用者がもたない固有の地位を第3者企業が有している場合である、と結論づけています。

(4) 日本の現行法の下では、注文者などの第3者企業に対して、解釈論によって法的責任を問うことは困難であり、特別の立法か CSR などのソフトロー・アプローチに依拠せざるをえないとしています。

このように、本論文は、現代的文脈において、直接の利用者ではない第3者企業の影響力が強まるなか、「法人格を超えた労働法規制」の可能性という大きな研究テーマを設定し、果敢に労働法の根本問題に挑んだ開拓者的な作品であるということが出来ます。

この課題達成のため、多くの法制を取り上げ、独自の比較分析の枠組に基づいてドイツ法、アメリカ法、日本法を比較検討し、刮目すべき多くの貴重な知見を提示しています。また、当該テーマに関わる立法論という点でも政策的示唆に富むいくつもの提言を行っています。

したがって、本審査委員会は、本論文が冲永賞にふさわしい業績であると判断いたしました。

以上でございます。

冲永賞審査委員長 稲上 毅